

9月1日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました請願第2号について、9月16日に開催しました委員会の審査結果を報告します。

請願人からの意見陳述の申し出がなかったため、紹介議員から請願趣旨が述べられ、その後質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

請願趣旨にあるこの憤りは、市議会に対しての憤りと解釈をしますが、紹介議員の受け止め方はどの質疑に対して、請願提出者がいないため、真意はわからないが、基本的には行政への声だと思ふとの回答でした。

この事業の必要性と市政全体の財政的課題については、請願者が懸念されている将来の財政負担の動向や総合行政の推進に及ぼす影響等についても、議会は可能な限り、これを検証した上で、これまで長からの予算提案に対し、議会は賛成多数でこれを議決し、執行された決算に対して議会はこれを認定してきたというのが事実であるが、この点についてどのように受け止めているかとの質疑に対して、議会として関連予算を議決してきたことについては、同じ認識です。ただ、予算とは別のところで、市民への周知ができていなかったため、このような請願の活動になったのではないかと認識しているとの回答でした。

請願提出者9名の方や請願に賛同し署名をされた1,770人の方々に、今日までの議会が取り組んできたことについて、説明が十分に出来ているのかとの質疑に対して、個人では、報告会等で庁舎のことは説明してきたつもりであるとの回答でした。

請願書趣旨の中の白紙撤回というのは、庁舎整備の建設事業を根底から全て白紙にすると理解してよいのかとの質疑に対して、「こなん母の会」から聞いているのは、いつかは建替えないといけないが、今回のこの計画は不十分であるという意味で白紙撤回が謳われていると認識しているとの回答でした。

請願事項に「現庁舎の耐用年数が残る間に計画を見直す」とあるが、庁舎建設については総論賛成だが、今行うべき時ではないと捉えてよいのかとの質疑に対して、そのように考えていただいて良いとの回答でした。

反対討論として、平成28年6月から特別委員会が設置され、令和2年6月までの4年間に24回の庁舎整備特別委員会で議論を交わしてきた。また、議員全員の意見をより深く聴き入れやすくするために、特別委員会の構成員を議員全員にしながら論議をしてきたところである。そして、庁舎建設について議会からの提案も組み込んでいただきながら、これまで議会は決定をしてきた。築後40年近く経過している東庁舎は、平成27年2月に調査されました東庁舎耐震診断の結果、

防災拠点としては基準を満たしておらず、地震の振動、衝撃に対して崩壊の危険があるという診断が下された。また、合併時に2庁分庁方式を採用したことにより学校と福祉の連携が大変しづらい状況となっている。さらに、現庁舎の電気設備や機器等では光熱費が増大している。いくつかの請願事項はすでに市議会として取り組んでいるものや計画的に進められているものもある。請願にある子どもたちを取り巻く予算は、国の補助等もいただきながら考えていくものであり、庁舎整備の予算とはまた別である。今は、まず新型コロナウイルス感染症対策を考える必要があるが、白紙撤回ではないと考えるとありました。

賛成討論として、この請願は東庁舎周辺整備計画の白紙撤回を求める請願である。この請願趣旨は、子育て事業の優先と現庁舎の耐用年数が20年ある間に計画を見直すことを求めているととらえている。議会で認めてきたのは設計予算であり、この請願を通してはいけないとは考えていない。議会が、市民の声を拾うのが当たり前である。特に大きな事業においては、市民5万5千人が全員同じ方向を向いていない。その請願に賛同し署名をされた当時1,770人、現時点で1985人の声を議会として取り上げないのは非常に不自然な民主主義だと認識しているとありました。

採決の結果、請願第2号『東庁舎周辺整備計画』の白紙撤回を求める請願は、賛成反対同数となり、委員長裁決により、不採択すべきものと決定しました。